

東京臨海病院看護学生奨学金貸与のしおり

東京臨海病院では、保健師、助産師、看護師（以下「看護師等」といいます。）を養成する施設（以下「看護学校等」といいます。）に在学する（している）方に奨学金を貸与しています。

奨学金は、「東京臨海病院看護学生奨学金貸与規程」に基づき、卒業後、東京臨海病院において看護師等として勤務される方に貸与されるものです。

貸与を希望される方は、「貸与のしおり」を熟読のうえ、卒業後の進路や返還の負担を考慮したうえで、申請するかどうかを決めてください。

I 奨学金の貸与資格について

<対象者>

奨学金の申請ができるのは、次の条件を全て満たす方です。

- 1 看護学校等に在学する（している）方
- 2 卒業後に東京臨海病院に常勤職員として確実に勤務する意思を有する方
- 3 成績が優れ、かつ心身が健康である方
- 4 返還免除規定のある同種の制度を利用していない方
- 5 連帯保証人を二人立てられる者

II 奨学金の貸与について

<貸与額>

年額60万円（月額5万円）

<貸与期間>

貸与を決定した年度から、在学している看護学校等を卒業する年度まで貸与します。

<申請方法>

貸与を希望される方は、看護学生奨学金貸与申請書(様式第一号)、履歴書、在学証明書又は合格通知書のコピー及び成績証明書（ただし、看護学校等入学時の場合は除く）を添えて、当院看護管理室に提出してください。

<連帯保証人>

奨学金を申請するときは、独立した生計を営む成年者を二人連帯保証人として立ててください。

ただし、奨学金の貸与を受けようとする方が未成年者の場合は、連帯保証人の一人は親権者（又はこれに類する者）としてください。

<貸与の決定>

書類選考・適性検査・小論文・面接を行います。

その結果を、**看護学生奨学金貸与決定通知書（様式第二号）**により、奨学金の貸与の可否を申請者に連絡します。

奨学金を貸与する内容の決定通知書を受けた方（以下「奨学生」という。）には、**誓約書（様式第三号）**と**振込口座届（様式第四号）**を同封しますので、通知を受けた日から10日以内に返送してください。

誓約書（様式第三号）には連帯保証人の印鑑登録している印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

複数年にわたる奨学金の貸与の決定通知を受けた場合は、学年終了毎に在学している看護学校等の在学証明書又は成績証明書を提出してください。

<貸与方法>

貸与決定後、年二期に分け、4月の末頃と10月の末頃に30万円（奨学金の年額の2分の1の額）を本人名義の普通口座に振込みます。

奨学金は、無利息で貸与します。

奨学金の貸与が終了したときに**奨学金借用証書（様式第九号）**を提出してください。

Ⅲ 奨学金の取り消しについて

奨学生が、次の事項に該当した場合は、奨学金の貸与を取り消します。

死亡、退学、休学、成績不良、停学、留年、奨学金辞退等
また、他から同様の奨学金を借り受けたときも取り消しとなります。

上記の事由が生じたときは、**看護学生奨学金取消届（様式第五号）**（看護学校等の代表者の証明必要）を提出してください。

Ⅳ 奨学金の返還・免除について

<返還>

奨学金は、卒業後に東京臨海病院に常勤職員として勤務しなかった場合は全額一括返還となります。

なお、返還が滞ると年利7.3%の延滞利息がかかります。

<返還免除>

奨学生が、卒業後東京臨海病院に就職して奨学金の貸与期間と同じ期間勤務したときは、返還が免除されます。

また、引き続き1年以上東京臨海病院において勤務した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除されます。ただし、勤務した期間が1年に満たない場合は、返還債務を免除する期間には該当しません。

業務従事期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還を免除することがあります。

V 住所等の変更出について

住所及び口座等に変更があった場合は、**届出事項変更届（様式第十二号）**を提出してください。

<東京臨海病院看護部看護管理室>

〒134-0086

東京都江戸川区臨海町1-4-2

日本私立学校振興・共済事業団

東京臨海病院

TEL 03-5605-8811

(月～金、9:00～17:00)